

## 評価シートB

評価項目	請願及び陳情の取扱い																	
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】 (請願及び陳情の取扱い)</p> <p>第10条 市会は、請願及び陳情について、適切な処理及び審査を行うものとする。</p> <p>2 市会は、請願の審査に際して、その紹介議員から、趣旨の説明を聴く機会を積極的に設けるものとする。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条は、請願及び陳情の取扱いについて定めている。</li> <li>・ 第1項では、市政に対する市民からの要望である請願・陳情について、京都市会は、適切に処理・審査を行うことを定めている。              なお、「適切な処理及び審査」とは、請願・陳情が市民等の有する権利であるとともに、幅広い要望、提案や意見であることに鑑み、紹介議員が請願者に対して提出趣旨等の聴き取りを十分に行うこと、公平かつ公正な審査を行うこと、などを念頭に置いたものである。</li> <li>・ 第2項では、請願の審査に当たっては、その請願を紹介した議員から、提出の趣旨を聴く機会を積極的に設けることを定めている。</li> </ul>																	
評 価	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 33.3%; text-align: center;">十分できている</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">2</td> <td style="width: 33.3%; text-align: center;">かなりできている</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">3</td> <td style="width: 33.3%; text-align: center;">そこそこできている</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">あまりできていない</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">できていない</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> </table>						1	十分できている	2	かなりできている	3	そこそこできている	4	あまりできていない	5	できていない	6	その他
1	十分できている	2	かなりできている	3	そこそこできている													
4	あまりできていない	5	できていない	6	その他													
	【評価理由】																	
条文改正の 必要性	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 33.3%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">2</td> <td style="width: 33.3%; text-align: center;">無</td> </tr> </table>						1	有	2	無								
1	有	2	無															
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】																	

備 考	

# 取組実績

評価項目	請願及び陳情の取扱い										
<p><b>1 現状</b></p> <p><b>(1) 審査手順</b></p> <p><b>ア 提出</b> 議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。(地方自治法 124)。</p> <p><b>イ 受理</b> 提出された請願書は、会期中であれば提出日に、閉会中であれば市会事務局で保管のうえ、次の定例会の会期初日に議長が受理する。(請願取扱要綱 3)</p> <p><b>ウ 請願文書表の作成と常任委員会付託</b> 各本会議の3日前(ただし、請願を付託するための本会議を開く場合は、その本会議の8日前)の午後5時までに提出された請願書について、請願文書表を作成し、当該本会議での配布と共に、所管の常任委員会へ付託する。(会議規則 96①, 97, 請願取扱要綱 4, 5(1))</p> <p><b>エ 請願審査結果の報告</b> 常任委員会において付託された請願を審査し、「採択すべきもの」又は「不採択とすべきもの」の結論が出たものについては、委員会報告書の提出により議長に報告する。(会議規則 99①, 請願取扱要綱 7(1))</p> <p><b>オ 議決及び結果通知</b> 委員会報告書が提出された請願について、本会議で議題とし、市会の意思として「採択」又は「不採択」の議決を行う。なお、採択した請願で、市長や教育委員会などにおいて措置することが適当と認めるものは、その旨を市長等に通知する。(請願取扱要綱 8, 会議規則 99②)</p> <p><b>カ 陳情の取扱い</b> 陳情書も、請願書と同様の手続により審査する。ただし、請願書と異なり、紹介議員は不要であり、また、委員会において、「採択」又は「不採択」の結論は出さない。(会議規則 100)</p> <p><b>(2) 紹介議員による請願趣旨説明</b> 市会改革推進委員会において、紹介議員・請願者による趣旨説明の制度化について検討した結果、会議規則第 98 条等の趣旨説明を踏まえ、紹介議員による趣旨説明を積極的に活用することが確認された(平成 24 年 2 月 28 日議長報告)。以降、積極的に行われている。</p>											
<p><b>2 条例施行前(平成 25 年度以前)の状況との比較</b></p> <p>○ 紹介議員による請願趣旨説明の実施回数 ※カッコ内は請願受理件数</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 1731 448 1783">24 年度</th> <th data-bbox="448 1731 533 1783">25 年度</th> <th data-bbox="533 1731 617 1783">26 年度</th> <th data-bbox="617 1731 702 1783">27 年度</th> <th data-bbox="702 1731 786 1783">28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1783 448 1834">45 回 (59 件)</td> <td data-bbox="448 1783 533 1834">80 回 (92 件)</td> <td data-bbox="533 1783 617 1834">55 回 (114 件)</td> <td data-bbox="617 1783 702 1834">13 回 (25 件)</td> <td data-bbox="702 1783 786 1834">10 回 (14 件)</td> </tr> </tbody> </table>	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	45 回 (59 件)	80 回 (92 件)	55 回 (114 件)	13 回 (25 件)	10 回 (14 件)
24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度							
45 回 (59 件)	80 回 (92 件)	55 回 (114 件)	13 回 (25 件)	10 回 (14 件)							

## 評価シートB

評価項目	公聴会及び参考人の制度の活用																	
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】 (公聴会及び参考人の制度の活用)</p> <p>第11条 市会は、公聴会及び参考人の制度について、各制度の趣旨を踏まえて、積極的な活用を図るものとする。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条は、京都市会における公聴会及び参考人制度の積極的な活用について定めている。</li> <li>・ ここでは、議案などの審議・審査や調査を行うに当たり、地方自治法第115条の2第1項及び第2項に基づき、利害関係者や学識経験者等（大学教授など、学問上の識見や専門的知識等のある学識者のほか、各種団体の代表者など、特定の分野に精通し、高い見識や豊かな経験のある有識者など）から直接に話を聴く「公聴会」及び「参考人制度」を積極的に活用していくことを定めている。</li> </ul>																	
評 価	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 33.3%; text-align: center;">十分できている</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">2</td> <td style="width: 33.3%; text-align: center;">かなりできている</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">3</td> <td style="width: 33.3%; text-align: center;">そこそこできている</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">あまりできていない</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">できていない</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> </table>						1	十分できている	2	かなりできている	3	そこそこできている	4	あまりできていない	5	できていない	6	その他
1	十分できている	2	かなりできている	3	そこそこできている													
4	あまりできていない	5	できていない	6	その他													
	【評価理由】																	
条文改正の 必要性	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 33.3%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">2</td> <td style="width: 33.3%; text-align: center;">無</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>						1	有	2	無								
1	有	2	無															
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】																	
備 考																		

## 取組実績

評価項目	公聴会及び参考人の制度の活用																
<p><b>1 現状</b></p> <p><b>(1) 公聴会</b></p> <p>議会が予算その他重要な議案、請願など、住民の権利義務に大きな影響のある案件を審議・審査する場合に、利害関係者や学識経験者等の意見を聴くために設けられた制度である（地方自治法 109⑤, 115 の 2 ①）。</p> <p>公聴会を開催する場合の手続は、</p> <p>① 公聴会の日時や場所、意見を聴こうとする案件などを公示する。</p> <p>② 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書で、その理由及び案件等に対する賛否を申し出る。</p> <p>③ ②において申し出た者及びその他の者の中から意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下、「公述人」という。）を定める。</p> <p>なお、公述人の人選に際しては、原則として、賛否公平に選定することを要する。</p> <p style="text-align: right;">（会議規則 57 の 2～57 の 4, 同 71～73）</p> <p>なお、本市会では、2（1）に記載の事例以降、開催の事例はない。</p> <p><b>(2) 参考人制度</b></p> <p>議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査、審査を行う場合に、利害関係者や学識経験者等の出席を求めて、意見を聴くために設けられた制度である（地方自治法 109⑤, 115 の 2 ②）。これは、住民等の意見を直接聴くことのできる制度として公聴会があったものの、公示等の手続に時間を要することから、新たに簡便な手続で意見等を直接聴取する方法として、平成 3 年の地方自治法改正により追加された。</p> <p>なお、その意見聴取の手続は、公聴会に固有のもの（公聴会開催の公示、賛否を明示した意見陳述の申出、公述人の選定等）以外は、基本的に公聴会と同じである（会議規則 57 の 8 ②, 77 の 2 ②）。</p>																	
<p><b>2 条例施行前（平成 25 年度以前）の状況との比較</b></p> <p><b>(1) 公聴会</b></p> <p>S28. 6. 5 建設委員会 請願審査（鴨東線建設問題） 公述人 10 名</p> <p><b>(2) 参考人制度</b></p> <p>ア 条例施行前（平成 3 年（制度創設）～平成 26 年 3 月） ⇒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3回</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">開催日</th> <th style="width: 20%;">委員会</th> <th style="width: 40%;">案件</th> <th style="width: 25%;">参考人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18. 12. 22</td> <td>市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会</td> <td>（財）京都市水道サービス協会における施設の一部の不適切な使用について</td> <td>（財）京都市水道サービス協会理事長</td> </tr> <tr> <td>H22. 9. 7</td> <td>くらし環境委員会</td> <td>焼却灰溶融施設の設計不具合の原因と今後の安全対策、対策チームでの評価及び今後の運営について</td> <td>住友重機械工業(株) 代表取締役、専務執行役員</td> </tr> <tr> <td>H25. 1. 8</td> <td>くらし環境委員会</td> <td>世界遺産条約 40 周年記念事業の京都における開催の意義と成果及び京都の世界遺産の本市のまちづくりや文化振興への活用策について</td> <td>京都府立大学大学院教授</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	委員会	案件	参考人	H18. 12. 22	市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会	（財）京都市水道サービス協会における施設の一部の不適切な使用について	（財）京都市水道サービス協会理事長	H22. 9. 7	くらし環境委員会	焼却灰溶融施設の設計不具合の原因と今後の安全対策、対策チームでの評価及び今後の運営について	住友重機械工業(株) 代表取締役、専務執行役員	H25. 1. 8	くらし環境委員会	世界遺産条約 40 周年記念事業の京都における開催の意義と成果及び京都の世界遺産の本市のまちづくりや文化振興への活用策について	京都府立大学大学院教授	
開催日	委員会	案件	参考人														
H18. 12. 22	市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会	（財）京都市水道サービス協会における施設の一部の不適切な使用について	（財）京都市水道サービス協会理事長														
H22. 9. 7	くらし環境委員会	焼却灰溶融施設の設計不具合の原因と今後の安全対策、対策チームでの評価及び今後の運営について	住友重機械工業(株) 代表取締役、専務執行役員														
H25. 1. 8	くらし環境委員会	世界遺産条約 40 周年記念事業の京都における開催の意義と成果及び京都の世界遺産の本市のまちづくりや文化振興への活用策について	京都府立大学大学院教授														

イ 条例施行後（平成 26 年 4 月～） ⇒ 5回

開催日	委員会	案件	参考人
H27. 9. 8	くらし環境委員会	特定非営利活動法人の経理の不正疑惑について	特定非営利活動法人理事長
H27. 11. 10	くらし環境委員会	特定非営利活動法人の経理の不正疑惑について	特定非営利活動法人元理事
H28. 1. 6	教育福祉委員会	児童相談所における児童記録について	市会議員
H28. 1. 19	くらし環境委員会	新・京都市ごみ半減プランの推進への課題と今後の取組	京都大学名誉教授
H28. 2. 10	教育福祉委員会	健康長寿社会の構築について	京都府医師会会長 京都府歯科医師会常務理事

### <参考>

会議規則において参考人に関する規定があるいわゆる「委員会」ではないが、地方自治法 100 ⑫に定める「協議・調整の場」としての市会改革推進委員会において、参考人招致と類似の取組として、以下のとおり学識者等を同委員会に招致し、意見聴取等を行った。

○ 条例施行前（～平成 26 年 3 月） ⇒ 3回

開催日	案件	学識者等
H24. 9. 13	京都市議会基本条例の制定について	法政大学教授
H25. 1. 18	議員定数及び議員報酬について	全国市議会議長会 法制参事
H25. 8. 12 9. 4	議員定数及び議員報酬について（提出された意見書について）	立命館大学教授 京都府立大学准教授 龍谷大学准教授

○ 条例施行後（平成 26 年 4 月～） ⇒ 3回

開催日	案件	学識者等
H28. 3. 25	若者の政治参加や投票率向上について	龍谷大学学生
H28. 5. 24	投票率向上に向けた取組について	NPO 法人 YouthCreate 代表
H28. 9. 21	龍谷大学構内に設置された期日前投票所の設置・運営に係る取組状況等について	龍谷大学学生 龍谷大学教授

## 評価シートB

評価項目	会議等の公開及び広報の充実
<p>関係条文及び 条文の趣旨・ 解説</p>	<p><b>【関係条文】</b> (会議等の公開の推進)</p> <p>第12条 市会は、市民に開かれた議会運営に資するため、会議等（本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。）を原則として公開するものとする。</p> <p>2 市会は、会議等で用いた資料について、一層の公開に努めるものとする。</p> <p>3 市会は、会議等の日程、議題等を事前に市民に周知するものとする。 (会議等の公開の方法)</p> <p>第13条 市会は、会議等について、傍聴、インターネットの利用その他の方法により公開に努めるものとする。</p> <p>2 市会は、委員会について、政策の意思決定に至る審査の場を広く市民に公開するため、インターネットによる中継を推進するものとする。</p> <p>3 市会は、直接傍聴など、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。 (広報の充実)</p> <p>第14条 市会は、市民が議会活動に関する正確で分かりやすい情報を得ることができるよう、広報紙、ウェブサイト等を充実させるものとする。</p> <p>2 市会は、総合的な情報の公開を推進するため、多様な広報媒体を活用した情報の提供に努めるものとする。</p> <p><b>【条文の趣旨・解説】</b></p> <p><b>第12条</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条は、会議等の公開、会議等の資料の公開、会議等の日程、議題等の周知について定めている。</li> <li>・ 第1項では、本会議や委員会などを原則として公開することを定めている。</li> <li>・ 第2項では、原則として公開している会議等の資料について、今後、公開の在り方や方法などを含め、一層の公開に努めることを定めている。</li> <li>・ 第3項では、会議等の日程や議題などについて、事前に周知することを定めている。</li> </ul> <p><b>第13条</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条は、会議等の公開の方法について定めている。</li> <li>・ 第1項では、会議等について、傍聴やインターネット等による公開に努めることを定めている。</li> <li>・ 第2項では、審査の過程を広く市民に公開するため、委員会のインターネット中継を推進することを定めている。</li> <li>・ 第3項では、直接傍聴など、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めることを定めている。</li> </ul>

	<p><b>第14条</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条は、京都市会の広報の充実について定めている。</li> <li>・ 第1項では、市民に正確で分かりやすい情報を提供するため、市会だよりやホームページなどのより一層の充実に取り組むことを定めている。</li> <li>・ 第2項では、総合的な情報の公開を推進していくため、現状の広報活動にとどまらず、幅広い広報媒体を活用していくことを定めている。</li> </ul>						
<p>評 価</p>	<table border="1" data-bbox="454 443 1441 537"> <tr> <td>1 十分できている</td> <td>2 かなりできている</td> <td>3 そこそこできている</td> </tr> <tr> <td>4 あまりできていない</td> <td>5 できていない</td> <td>6 その他</td> </tr> </table> <p>【評価理由】</p>	1 十分できている	2 かなりできている	3 そこそこできている	4 あまりできていない	5 できていない	6 その他
1 十分できている	2 かなりできている	3 そこそこできている					
4 あまりできていない	5 できていない	6 その他					
<p>条文改正の 必要性</p>	<table border="1" data-bbox="454 1064 1441 1153"> <tr> <td>1 有</td> <td>2 無</td> </tr> </table> <p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p>	1 有	2 無				
1 有	2 無						
<p>備 考</p>							



## 取組実績

評価項目	会議等の公開及び広報の充実
<b>第12条関係</b>	<b>(会議等の公開の推進)</b>
<b>1 現状</b>	
<b>(1) 本会議録・委員会記録の作成</b>	
	本市会では、会議公開の原則を具現化する手法の一つである本会議録について、会議の重要性を考え合わせ、議事等の審議の経過を全て記録するため、記載又は記録する事項として12項目にわたり会議規則に規定し、網羅的に掲載している（会議規則123）。 具体的な掲載文書の分類は、以下のとおり。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・議事録 ・議案及び議案処理関係書類 ・委員会報告書及び各種指名名簿</li><li>・請願関係書類 ・専決処分 ・監査結果報告等</li></ul></div> また、委員会記録についても、開かれた市会を推進するとともに、その正確性を期す観点から、平成12年の市会情報公開条例制定を契機として、逐語記録として作成している。
<b>(2) 本会議に関する資料の公開</b>	
	以下の資料を本会議傍聴者に提供しているほか、議案・議案説明資料等は市会図書・情報室で開架している。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・議席図 ・議事日程及び議事日程事項に係る席上配布資料</li><li>・市長提出議案一覧 ・代表質問（質疑）項目一覧</li></ul></div> また、ホームページに議案のPDFデータを掲載しているほか、代表質問（質疑）項目一覧については、本会議の前日中に掲載し、事前周知に努めている。
<b>(3) 委員会に関する資料の公開</b>	
	以下の資料を委員会モニター視聴者に提供しているほか、議案・議案説明資料等及び委員会配布資料は、市会モニター室に開架スペースを設け閲覧に供するとともに、市会図書・情報室にも開架している。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・審査案件等一覧（常任委員会のみ） ・質疑順序表（主に予算・決算特別委員会）</li></ul></div> また、ホームページに、常任委員会の審査案件等一覧を会議の3開庁日前に掲載し、事前周知に努めているほか、委員会配布資料については、会議の3開庁日後までに掲載している。
<b>(4) 会議録検索システム</b>	
	会議録（平成3年度以降）及び委員会記録（平成12年度以降）をデータベース化し、調査したい項目を瞬時に検索できるようシステムを構築することで、議会機能の強化を図るとともに、市会ホームページで公開し、広く市民も利用できるようにしている。
<b>(5) 会議日程等の事前周知</b>	
	ポスターの掲示・チラシの配布や、京都新聞への広告掲載、市会だよりでのお知らせにより、各集中審議期間の開催期間をはじめ、代表質問（質疑）や予算・決算特別委員会市長総括質疑の日程を周知している。また、ホームページやフェイスブックページを活用し、本会議や委員会の開催日程（予定含む）について、幅広くタイムリーに周知している。

※ このほか、市民が市会の諸活動に関する正確で分かりやすい情報を得ることができるよう、「京都市会の管理する情報の提供に関する要綱」を定め、情報公開条例による公開請求を待つことなく、市会自らが市会の諸活動に関する情報を広く市民の利便に供している。

対象文書は、市会図書・情報室において開架している。主な対象文書については、以下のとおり。

- ・ 定例会及び臨時会の会議日程表 ・ 常任委員会、市会運営委員会、特別委員会等の会議日程表
- ・ 本会議の会議録及び会議提出資料 ・ 委員会記録及び委員会提出資料
- ・ 請願及び陳情の文書表 等

### 【平成26年度以降（条例施行後）の主な取組】

- 平成27年度から京都新聞のテレビ面広告欄（下3分の1）を活用し、9月・2月市会の日程等を周知している。
- 平成28年3月に市会フェイスブックページを開設し、本会議や委員会の開催日程等を周知している。

## 2 条例施行前（平成25年度以前）の状況との比較

- 会議録検索システムアクセス件数

25年度	26年度	27年度	28年度
25,377件	27,221件	28,804件	45,116件

## 第13条関係（会議等の公開の方法）

### 1 現状

会議等は、直接傍聴、モニター視聴、インターネット中継、テレビ中継により公開している。

- 各会議の公開状況

会議の種類	公開方法	直接傍聴	モニター視聴	インターネット中継	テレビ中継
本会議 (代表質問・質疑)		○ 手話あり	×	○ ※1 手話導入予定	○ 手話あり
本会議 (代表質問・質疑以外)		○ 手話あり	×	○ ※1 手話導入予定	×
予算・決算特別委員会 (総括質疑)		○ ※3 手話導入予定	○	○ ※1 手話導入予定	×
予算・決算特別委員会 (局別質疑)		△ ※4	○	○ ※2	×
常任委員会		△ ※4	○	○ ※2	×
市会改革推進委員会		○	○	○ ※2	×

- ※1 生中継，録画放映ともに中継システムにより配信
- ※2 生中継は USTREAM により，録画放映は YouTube により配信
- ※3 委員会の許可によるが，平成23年度以降，許可するのが例である。
- ※4 委員会の許可によるが，許可した例はない（市政記者を除く。）。

## 【平成26年度以降（条例施行後）の主な取組】

### <直接傍聴>

- 議場における直接傍聴の利便性向上を図る取組の実施（平成27年2月市会から）
  - ・ 本会議の15時の休憩時（約20分間）について、従前は傍聴者に退出を求めていたが、傍聴席に留まることを可能とした。
  - ・ 傍聴券交付場所を分かりやすく案内するため、本会議開会日に、北庁舎東側入口前に案内看板を、本庁舎正面玄関に案内表示を新たに設置した。

### <インターネット中継>

- 常任委員会等録画放映のYouTubeへの移行、同保存期間の4年間への延長（平成26年11月）  
USTREAMの録画放映の保存期間が1年間から30日間に短縮されることを受けて、録画放映をYouTubeに移行し、保存期間をこれまでの1年間から4年間に延長した。
- 中継システムによる生中継・録画放映のスマートフォン・タブレット対応（平成27年9月市会から）
- インターネット中継への手話通訳の導入（平成29年度新規事業）  
全ての本会議及び予算・決算特別委員会（総括質疑）のインターネット中継に手話通訳を導入する。

## 2 条例施行前（平成25年度以前）の状況との比較

- 会議等の公開方法別の利用者数の推移

### <直接傍聴の傍聴者数>

区分	25年度	26年度	27年度	28年度
本会議	470人	353人	493人	400人
決算特別委員会市長総括質疑	28人	23人	16人	37人
予算特別委員会市長総括質疑	22人	24人	28人	29人
市会改革推進委員会	28人	14人	14人	9人

### <モニター視聴の視聴者数>

区分	25年度	26年度	27年度	28年度
常任委員会等	551人	348人	364人	399人

### <インターネット中継のアクセス件数>

区分		25年度	26年度	27年度	28年度
本会議、予算・決算特別委員会市長総括質疑	生中継	2,113件	1,945件	4,661件	5,878件
	録画	11,160件	10,118件	9,870件	8,020件
常任委員会、予算・決算特別委員会局別質疑等	生中継	—	9,376件	22,763件	42,551件
	録画	—	6,541件	10,848件	13,466件

## 第14条関係（広報の充実）

### 1 現状

紙媒体やインターネットなど、様々な媒体をバランス良く効果的に活用することにより、幅広い世代の市民に対し、迅速かつ詳細、また分かりやすく親しみやすい情報発信に努め、「見える市会」「伝わる市会」を推進している。

<主な広報事業>

(1) 市会だより

市会の活動状況等を分かりやすく広報するため、広報紙を年7回発行している。市民しんぶん区版に挟み込み、全世帯に配布するとともに、区役所等の市の施設やコンビニエンスストアに置いている。視覚障害者向けに、点字版、文字拡大版、録音版も発行している。

(2) 市会日程等周知ポスター・チラシ

市会の集中審議期間の日程を中心に、市会のトピックスをお知らせするポスター・チラシを掲出・配布している。

(3) 市会紹介リーフレット「おしえて！京都市会」

市会の役割や仕組み等をイラスト入りで分かりやすく解説したリーフレットを作成している。教育委員会と連携し、小学校6年生の授業での活用を前提に市内小学校に配布するとともに、市の施設にも配架している。

(4) 市会紹介DVD「クイズで学ぼう！京都市会～みんなでつくる京都の未来～」

市会の役割や仕組み等について、子どもたちにも分かりやすく、クイズも交えて解説したDVDを作製している。教育委員会と連携し、市内小中学校に配布している。

※ 上記(1)～(4)については市会ホームページにも掲載している。

(5) 京都新聞への広告掲載

京都新聞のテレビ面広告欄(下3分の1)を活用し、9月・2月市会の日程を中心に、市会のトピックスをお知らせしている。

(6) 市会ホームページ

市会に関するあらゆる情報を掲載するとともに、迅速かつ詳細に情報を発信している。

(7) 市会フェイスブックページ

市会の日程や活動等の情報を、より早くタイムリーに、幅広く発信するとともに、市会を身近に感じてもらうため、親しみやすい文体で写真を豊富に活用した記事を発信している。

(8) インターネット議会中継

本会議、常任委員会、予算・決算特別委員会等の生中継と録画を、市会ホームページ上で配信している。(詳細は[第13条関係](#)参照)

(9) 本会議テレビ中継・空き時間広報

本会議の代表質問(質疑)をKBSで生中継するとともに、空き時間を活用して、市会の取組等を広報している。

(10) 議長記者会見

集中審議期間の最終日の本会議終了後に、市会の審議結果やトピックスを、議長から報道機関に向けて発表している(副議長同席)。

【平成26年度以降(条例施行後)の主な取組】

- 市会だよりの発行回数を年4回から年6回(平成27年度)、年7回(平成28年度から)に増回した。(特集記事号の発行や、常任委員会の活動の紹介が可能になった。)
- ポスター・チラシの掲出期間を1週間延長した。(市内公共施設での掲出及び議員による掲出・配布は平成28年9月から実施しており、市バス・地下鉄への掲出は平成29年度から実施する予定である。)

- 市会紹介リーフレット「おしえて！京都市会」を作成（平成26年度）し、改訂のうえ市立小学校等へ配布（平成27年度から毎年）した。
- 市会紹介DVDを作製（平成21年度作製分の改訂）し、市立小中学校等へ配布（平成27年度）した。
- 京都新聞に広告を掲載している。（平成26年度：年1回，平成27年度から：年2回）
- 市会ホームページのスマートフォン版を公開した。（平成28年1月）
- 市会ホームページにおいて政務活動費に係る領収書等添付書類を公開した。（平成28年8月）
- 市会フェイスブックページを開設した。（平成28年3月）
- 議長記者会見を実施している。（集中審議期間の最終日の本会議終了後）（平成28年3月）

## 2 条例施行前の状況との比較

- 市会ホームページへのアクセス件数

25年度	26年度	27年度	28年度
77,267件	105,918件	125,500件	120,833件

## 評価シートB

評価項目	広聴の充実						
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p><b>【関係条文】</b> (広聴の充実)</p> <p>第15条 市会は、市民の意見を審議及び審査に反映させるため、広聴の充実に努めるものとする。</p> <p><b>【条文の趣旨・解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条は、京都市会の広聴の充実について定めている。</li> <li>・ ここでは、市民の意見を把握し、それを審議・審査に反映させるため、広聴の充実に努めることを定めている。</li> </ul>						
評 価		1 十分できている	2 かなりできている	3 そこそこできている	4 あまりできていない	5 できていない	6 その他
		<b>【評価理由】</b>					
条文改正の 必要性		1 有 2 無					
		<b>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</b>					
備 考							

## 取組実績

評価項目	広聴の充実																
<p><b>1 現状</b></p> <p>事務局では、電話、FAX、文書、「市長への手紙」（市会に関するもの）、議長限りの書簡（文書）などのほか、市会ホームページ上に設置した意見受付フォームや、本会議での傍聴者アンケート（代表質問・質疑及び集中審議期間の最終日の本会議に実施）により、市民等からの要望や意見を受け付けている。</p> <p>受け付けた要望や意見については、收受日、種別、收受方法及び要旨を月ごとに（アンケートは実施の都度）取りまとめ、市会LAN（京都市会掲示板）に掲載（平成23年3月1日收受分から）し、議員や会派に対し、情報提供を行っている（単なる問合せや特定個人・会派等への誹謗中傷を除く。）。</p> <p>また、「市長への手紙」で受け付けた要望や意見のうち、回答希望のものについては、受付日から14日以内に、総合企画局市長公室広報担当を通じて回答を行っている（特定個人等への誹謗中傷や趣旨が不明確なもの等、回答対象外のものを除く。）。</p> <p>さらに、意見受付フォームで受け付けた要望や意見のうち、回答希望のものについては、受付日から14日以内に回答を行っている（特定個人等への誹謗中傷や趣旨が不明確なもの等、回答対象外のものを除く。）。</p> <p><b>【平成26年度以降（条例施行後）の主な取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市会ホームページ上に意見受付フォームを設置（平成28年3月）</li> </ul> <p><b>2 条例施行前（平成25年度以前）の状況との比較</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意見等の受付件数</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>42件</td> <td>102件</td> <td>72件</td> <td>67件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記件数のうち、「市長への手紙」による意見等の受付件数及び回答件数は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・25年度 受付件数：7件 回答件数：4件</li> <li>・26年度 受付件数：18件 回答件数：6件</li> <li>・27年度 受付件数：11件 回答件数：8件</li> <li>・28年度 受付件数：9件 回答件数：2件</li> </ul> <p>※ 上記件数のうち、意見受付フォームによる意見等の受付件数及び回答件数は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・28年度 受付件数：20件 回答件数：3件</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 傍聴者アンケート回答人数</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>83件</td> <td>131件</td> <td>108件</td> <td>198件</td> </tr> </tbody> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	42件	102件	72件	67件	25年度	26年度	27年度	28年度	83件	131件	108件	198件	
25年度	26年度	27年度	28年度														
42件	102件	72件	67件														
25年度	26年度	27年度	28年度														
83件	131件	108件	198件														

## 評価シートB

評価項目	会期						
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】 (会期)</p> <p>第19条 市会は、議会活動の公正性及び透明性の確保並びに議員間又は市長等と議員との間の活発な討議の実施の観点から、必要な審議日数を確保するものとする。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条は、京都市会の会期について定めている。</li> <li>・ ここでは、議会活動の公正性及び透明性を確保するとともに、議員同士又は市長等と議員が活発な討議を実施することができるよう、必要な日数の会期を確保することを定めている。</li> </ul>						
評 価		1 十分できている	2 かなりできている	3 そこそこできている	4 あまりできていない	5 できていない	6 その他
	【評価理由】						
条文改正の 必要性		1 有 2 無					
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】						
備 考							



## 取組実績

評価項目	会期																																			
<p><b>1 現状</b></p> <p>平成26年度から、それまで年4回としていた定例会の回数を年1回に改め、会期を概ね1年とする、いわゆる通年議会を導入した。</p> <p>1会期制の導入により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 議会が自主的・自律的に活動できる期間の拡大</li> <li>② 市政の重要課題や災害などの突発的課題への柔軟な対応</li> <li>③ 市長が専決処分していた事件（予算や条例等）が議決を経て執行されるなど、議会の監視機能の強化</li> </ul> <p>等を図ることとした。</p> <p>また、5月市会閉会後に提出された請願等は、それまでの4会期制の下では9月市会の招集がなければ審議できなかったが、1会期制の導入に際し、合わせて7月に本会議を開くこととし、これらの請願等を委員会で速やかに審議することとした。</p> <p><b>2 条例施行前（平成25年度以前）の状況との比較</b></p> <p><b>（1）会期日数等</b></p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 15%;">会期日数</th> <th style="width: 15%;">審議期間日数</th> <th style="width: 10%;">本会議回数</th> <th style="width: 50%;">特記事項（会期に係る）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>102日間</td> <td>—</td> <td>18回</td> <td>初市会, 8月臨時会(請願審査結果ほか), 9月市会(審議日程の見直し)</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>111日間</td> <td>—</td> <td>18回</td> <td>8月臨時会(関西広域連合議会議員選挙ほか), 衆議院解散総選挙</td> </tr> <tr style="border-bottom: 2px solid red;"> <td>25</td> <td>102日間</td> <td>—</td> <td>20回</td> <td>6月臨時会(元気臨時交付金)</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>339日間</td> <td>119日間</td> <td>24回</td> <td>4月開会市会(専決処分承認議案), 7月特別市会(損害賠償議案ほか), 衆議院解散総選挙, 12月特別市会(控訴議案)</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>313日間</td> <td>94日間</td> <td>17回</td> <td>初市会, 7月特別市会(水防事務組合議会議員補欠選挙ほか)</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>333日間</td> <td>99日間</td> <td>20回</td> <td>7月特別市会(請願付託ほか)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	会期日数	審議期間日数	本会議回数	特記事項（会期に係る）	23	102日間	—	18回	初市会, 8月臨時会(請願審査結果ほか), 9月市会(審議日程の見直し)	24	111日間	—	18回	8月臨時会(関西広域連合議会議員選挙ほか), 衆議院解散総選挙	25	102日間	—	20回	6月臨時会(元気臨時交付金)	26	339日間	119日間	24回	4月開会市会(専決処分承認議案), 7月特別市会(損害賠償議案ほか), 衆議院解散総選挙, 12月特別市会(控訴議案)	27	313日間	94日間	17回	初市会, 7月特別市会(水防事務組合議会議員補欠選挙ほか)	28	333日間	99日間	20回	7月特別市会(請願付託ほか)
年度	会期日数	審議期間日数	本会議回数	特記事項（会期に係る）																																
23	102日間	—	18回	初市会, 8月臨時会(請願審査結果ほか), 9月市会(審議日程の見直し)																																
24	111日間	—	18回	8月臨時会(関西広域連合議会議員選挙ほか), 衆議院解散総選挙																																
25	102日間	—	20回	6月臨時会(元気臨時交付金)																																
26	339日間	119日間	24回	4月開会市会(専決処分承認議案), 7月特別市会(損害賠償議案ほか), 衆議院解散総選挙, 12月特別市会(控訴議案)																																
27	313日間	94日間	17回	初市会, 7月特別市会(水防事務組合議会議員補欠選挙ほか)																																
28	333日間	99日間	20回	7月特別市会(請願付託ほか)																																
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">             1会期制 (通年議会) の導入           </div>																																				
<p><b>（2）7月特別市会における審議案件，請願・陳情の付託等件数</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年</th> <th style="width: 50%;">審議案件</th> <th style="width: 15%;">請願</th> <th style="width: 25%;">陳情</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>損害賠償，動物園増築工事請負契約，訴えの提起</td> <td>13件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>水防事務組合議会議員補欠選挙，市会決議</td> <td>3件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>請願審査結果</td> <td>1件</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table>	年	審議案件	請願	陳情	26	損害賠償，動物園増築工事請負契約，訴えの提起	13件	2件	27	水防事務組合議会議員補欠選挙，市会決議	3件	2件	28	請願審査結果	1件	6件																				
年	審議案件	請願	陳情																																	
26	損害賠償，動物園増築工事請負契約，訴えの提起	13件	2件																																	
27	水防事務組合議会議員補欠選挙，市会決議	3件	2件																																	
28	請願審査結果	1件	6件																																	

## 評価シートB

評価項目	学識者等の活用等による市会の権能強化				
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p><b>【関係条文】</b>            (専門的な知見の活用)            第22条 市会は、議案の審査等において、学識経験を有する者等の専門的な知見を積極的に活用するものとする。            (調査機関等の設置)            第23条 市会は、議会活動に関し必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査機関その他の機関を設置することができる。            (政策研究会の設置)            第24条 市会は、調査研究及び政策形成の機能を積極的に発揮するため、必要があると認めるときは、各会派の代表による政策研究会を設置することができる。</p> <p><b>【条文の趣旨・解説】</b></p> <p><b>第22条</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条は、京都市会における専門的な知見の活用について定めている。</li> <li>・ 地方自治法第100条の2では、議会は、地方議会における監視機能や政策形成機能の充実・強化を図るため、議案の審査又は地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を、学識経験者等にさせることができると定められている。本条は、この制度を積極的に活用していくことを明記したものである。</li> </ul> <p><b>第23条</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条は、京都市会に調査機関などを設置することができることを定めている。</li> <li>・ ここでは、京都市会が議会活動を行ううえで、必要がある場合に、必要な専門的な知識・識見を得ることができるよう、審査・判定などに、学識経験者等からなる調査機関などを設置することを定めている。</li> </ul> <p><b>第24条</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条は、各会派の代表により構成する政策研究会の設置について定めている。</li> <li>・ ここでは、京都市会として、市政の重要課題について調査研究を行い、市長等に対して政策提案を行うなど、議会の調査研究機能、政策形成機能を積極的に発揮するため、必要がある場合に、各会派の代表により構成する政策研究会を設置することができることを定めている。</li> </ul>				
評 価		1 十分できている	2 かなりできている	3 そこそこできている	
		4 あまりできていない	5 できていない	6 その他	
	<b>【評価理由】</b>				

条文改正の 必要性	1 有 2 無
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】
備 考	

## 取組実績

評価項目	学識者等の活用等による市会の権能強化
<b>第22条関係</b> (専門的な知見の活用)	<p>1 現状</p> <p>事例なし</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>地方自治法第100条の2で規定している「専門的事項に係る調査」が想定している手続(議会の議決)にのっとっているものではないが、前任期の市会改革推進委員会において、議員定数及び議員報酬の在り方について検討するに当たり、学識経験者3名(立命館大学法学部教授 駒林良則氏、京都府立大学公共政策学部准教授 窪田好男氏、龍谷大学政策学部准教授 土山希美枝氏)に対して京都市会や他都市議会における状況等を調査のうえ意見書の提出を求めた事例がある。(同委員会への招致も行った。)</p>
<b>第23条関係</b> (調査機関等の設置)	<p>1 現状</p> <p>事例なし</p>
<b>第24条関係</b> (政策研究会の設置)	<p>1 現状</p> <p>条例に規定する政策研究会としては、明確にその位置付けを確認していなかったが、それに相当する組織として、平成27年12月11日に、全会派の代表による『京都市手話言語条例(仮称)』制定プロジェクトチームを設置した。同チームにおいては、手話に対する理解の促進と普及に係る条例の制定に向けて計9回の会議を開催し、条例案のとりまとめやパブリックコメントの実施等に関する検討を行った。</p> <p>なお、同条例は、平成27年度定例会平成28年2月市会において、市会議員全員の共同提案により、可決、成立している。</p>

## 評価シートB

評価項目	他の地方公共団体の議会との連携	
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】 (他の地方公共団体の議会との連携)</p> <p>第25条 市会は、他の地方公共団体の議会と積極的に連携するものとする。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条は、他の地方公共団体の議会との連携について定めている。</li> <li>・ ここでは、他の地方公共団体の議会との意見交換や交流などを通じて、積極的に連携していくことを定めている。他の地方公共団体の議会と情報や課題を共有し、政策の提案や課題の解決等にかさそうとするものである。</li> </ul>	
評 価		<p>1 十分できている    2 かなりできている    3 そこそこできている</p> <p>4 あまりできていない    5 できていない    6 その他</p>
		<p>【評価理由】</p>          
条文改正の 必要性		<p>1 有    2 無</p>
		<p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p>          
備 考		

## 取組実績

評価項目	他の地方公共団体の議会との連携
1 現状	<p data-bbox="181 349 504 383"><b>(1) 全国市議会議長会等</b></p> <p data-bbox="248 400 1425 434">議長が京都市会を代表して以下の議長会等に出席し、各市議会と情報共有、連携を図っている。</p> <p data-bbox="225 450 504 483"><b>ア 全国市議会議長会</b></p> <p data-bbox="248 499 1425 674">「地方自治の本旨に沿い、都市の興隆発展を図ること」を目的とし、全国 814 市・区（791 市、23 区）の議長をもって組織された議長会であり、本市は相談役に就任している。年 1 回、国に対し、地方創生の推進や地方税財源の充実・確保などについて要望行動を行っているほか、研究フォーラムを年 1 回実施している。</p> <p data-bbox="277 689 1358 723">なお、全国市議会議長会の規程に定める協議会として、以下の協議会に参画している。</p> <p data-bbox="237 739 727 772"><b>(ア) 全国市議会議長会指定都市協議会</b></p> <p data-bbox="277 788 1425 963">「指定都市の議会の議長の緊密な連携の下に、指定都市に関わる制度や行政課題を協議し、指定都市以外の市とも連携しつつ、在るべき大都市制度の実現等に資すること」を目的とし、全国の 20 政令指定都市の議長をもって組織されている。年 1 回、国に対し、多様な大都市制度の早期実現や地方税財源の充実・確保などについて要望行動を行っている。</p> <p data-bbox="306 978 1203 1012">なお、当協議会の設立初年度（平成 25 年度）には本市が会長を務めた。</p> <p data-bbox="237 1028 560 1061"><b>(イ) 都市行政問題研究会</b></p> <p data-bbox="277 1077 1425 1155">「都市行政の諸問題についての調整研究及び、資料・情報の交換等により都市の発展に寄与すること」を目的とし、人口 25 万人以上の都市（82 市）の議長をもって組織されている。</p> <p data-bbox="237 1171 756 1205"><b>(ウ) 全国自治体病院経営都市議会協議会</b></p> <p data-bbox="277 1220 1425 1485">「自治体病院経営都市議会の議長が連絡協調して、自治体病院経営の健全化を図り、もって自治体病院の興隆発展に寄与すること」を目的とし、自治体病院を経営する都市（279 団体（264 市、15 組合））の議長をもって組織されており、本市は平成 28、29 年度の理事に就任している。年 2 回、国等に対し、財政措置の拡充・強化や医師確保対策などについて要望行動を行っているほか、議員向けセミナーを年 1 回、議長向けセミナーを年 1 回開催している。</p> <p data-bbox="225 1500 504 1534"><b>イ 近畿市議会議長会</b></p> <p data-bbox="248 1550 1425 1682">「地方自治の確立と都市の興隆発展を図るとともに、全国市議会議長会近畿部会としての任務を達成すること」を目的とし、近畿 111 市の議会の議長をもって組織された議長会であり、本市は相談役に就任している。年 1 回、第 2 回理事会の後に議長研修会を実施している。</p> <p data-bbox="225 1697 533 1731"><b>ウ 京都府市議会議長会</b></p> <p data-bbox="248 1747 1425 1879">「地方自治の確立及び都市の興隆発展を図ること」を目的とし、京都府下 15 市の議会の議長をもって組織された議長会であり、本市は顧問に就任している。年 2 回、議長会の後に研修会を実施するとともに、年 1 回、府議会・市町村議会合同研修会を行っている。</p> <p data-bbox="225 1895 644 1928"><b>エ 国際特別都市議会議長協議会</b></p> <p data-bbox="248 1944 1425 2076">「国際特別都市建設連盟と相連携し、加盟市にかかる特別都市建設法などの運用並びに建設事業の計画及び実施の促進を図ること」を目的として、国際特別都市建設連盟（市長）の加盟 12 市町（別府、伊東、熱海、奈良、京都、松江、芦屋、松山、軽井沢、日光、鳥羽、長崎）の</p>

議長をもって組織された協議会である。年1回、国に対し、国際観光文化都市の整備等や歴史・文化を活かしたまちづくりの推進などについて要望行動を行っている。

#### オ 会営競馬場所在都市議会協議会

「中央競馬会営競馬場及び関連施設所在に伴う各種の問題を総合的に研究し、問題の解決を図るための行財政上の具体的方策を推進すること」を目的とし、中央競馬会営競馬場及び関連施設を有する12市（札幌、函館、福島、新潟、船橋、市川、府中、豊明、名古屋、京都、宝塚、北九州）の議長をもって組織された協議会である。年1回、国等に対し、環境整備費の交付総額の増額や環境整備費の用途拡充などについて要望行動を行っている。

なお、平成29年4月12日の定期総会において、平成29～30年度の監事に選出された。

#### カ 都道府県庁所在都市議長会

「市政の円滑な運営と進展に資するとともに共通する地方自治の課題を協議し、その解決を図ること」を目的とし、都道府県庁が所在する市及び特別区（46市、1区）の議長をもって組織された議長会である。年1回、国に対し、地方創生の推進や地方税財源の充実・確保について要望行動を行っている。

### （2）他都市視察

#### ア 依頼

市会改革推進委員会において、他の地方議会等における先進的な取組について調査するため、毎年、視察を実施している。

視察時には、視察先の議員及び議会事務局職員等と積極的に意見交換や交流を行い、情報や課題の共有を図っている。

#### イ 受入れ

他の市町村、都道府県、国、諸外国の議員から視察依頼があった場合に受け入れている。

議会に関する視察依頼があった場合は、議員又は事務局が対応・説明を行うとともに、積極的に意見交換や交流を行い、情報や課題の共有を図っている。

## 2 条例施行前（平成25年度以前）の状況との比較

### (1) 市会改革推進委員会（平成23年度設置）における他都市視察の実施状況

年度	視察先	視察項目
23	千葉県流山市 埼玉県所沢市	議会改革の取組
24	名古屋市 北海道栗山町 新潟市	議会基本条例の運用状況 議会改革の取組 議員定数に係る意見交換
25	三重県 宮城県 福島県会津若松市	議会基本条例の運用状況 議会改革の取組
26	兵庫県宝塚市 北九州市	議会改革の取組 議会報告会の実施状況 政策研究会の活動内容 意見交換会の開催結果
27	堺市 神奈川県 横浜市 鳥取県	議会報告会 広報事業全般 議長記者会見 議会ホームページ上の県民意見受付フォーム 高校生議会・学生議会 議長候補者による所信表明 議会改革の取組
28	埼玉県所沢市 早稲田大学マニフェスト研究所（東京都） 新潟県上越市	議会基本条例の検証・評価 広報の取組（議会の情報発信で工夫していること） 議会改革の取組

### (2) 議会に関する視察の年度別受入件数

区分 \ 年度	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
政令市	7	60	3	45	3	47	9	112
市(政令市を除く)区, 町, 村	7	46	4	44	6	47	7	45
都道府県	1	4	0	0	0	0	0	0
国	0	0	0	0	0	0	0	0
外国	0	0	2	29	0	0	3	36
合計	15	110	9	118	9	94	19	193



## 評価シートB

評価項目	事務局・図書室機能の強化						
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】</p> <p>(事務局)</p> <p>第27条 市会は、議員の活動を補佐し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の調査及び法制に関する機能の充実を図るものとする。</p> <p>(図書室)</p> <p>第28条 市会は、議員の調査研究に資するため、図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実を図るものとする。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <p><b>第27条</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条は、京都市会事務局の機能の充実について定めている。</li> <li>・ ここでは、京都市会は、議員の活動を補佐し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、京都市会事務局の特に調査及び法制に関する機能の充実を図るべきことを定めている。</li> </ul> <p><b>第28条</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条は、図書室の機能の充実について定めている。</li> <li>・ ここでは、京都市会は、図書室を適正に管理運営するとともに、議員の調査研究などのために有効活用されるよう、その機能の充実を図るべきことを定めている。</li> </ul>						
評 価		1 十分できている	2 かなりできている	3 そこそこできている	4 あまりできていない	5 できていない	6 その他
		【評価理由】					
条文改正の 必要性		1 有 2 無					
		【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】					

備 考	

## 取組実績

評価項目	事務局・図書室機能の強化			
<b>第27条関係 (事務局)</b>				
<b>1 現状</b>				
<p>二元代表制の一翼を担う市会は、政策立案・提案能力を向上させ、監視機能についてもより一層充実させることが求められている。このため、議員の活動を補佐し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の調査法制機能等が発揮できるよう、議員からの依頼に基づく文献や他都市等の調査、議員提出議案の立案・作成補助などに取り組んでいる。</p>				
<b>【平成26年度以降（条例施行後）の主な取組】</b>				
<p>＜体制の整備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査及び法制機能の充実を図るため、調査課に「調査係長」を新設し、「調査法制係長」を「法制係長」に改めた。(平成27年4月)</li> <li>・ 条例に定められている「調査及び法制に関する機能の充実」のほか、広報の充実を図るため、「広報担当課長」を新設した。(平成27年4月)</li> </ul> <p>＜政策提案へのサポート＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話言語条例の制定に際して、全会派の代表者からなるプロジェクトチームの事務局として、条例等の作成、パブリックコメントの実施等をサポートした。(平成27年度)</li> </ul> <p>＜議員への情報発信の充実＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策提案等の参考に資するよう、随時「調査レポート」を発行することとし、他都市の政策条例や先進事例、地方制度調査会の議論の状況などを紹介した。(平成27年11月に第1号「地方制度調査会」を発行し、平成28年度末時点で6号まで発行)</li> </ul>				
<b>2 条例施行前（平成25年度以前）の状況との比較</b>				
○ 議員依頼調査、議員提出議案提出状況				
年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
調査課への議員依頼調査件数	36	39	41	29
議員提出議案件数				
議会に関する条例（うち可決件数）	9(7) ※1	1(1) ※5	2(2) ※8	2(2) ※12
政策条例（うち可決件数）	1(1) ※2	0	1(1) ※9	0
市長提出議案の修正（うち可決件数）	3(2) ※3	7(2) ※6	3(1) ※10	2(2) ※13
意見書・決議件数（うち可決件数）	47(34) ※4	39(23) ※7	29(18) ※11	35(20) ※14
<b>可決した条例等</b>				
<b>【25年度】</b>				
<p>※1 定例会回数条例の一部改正、会議規則の一部改正、委員会条例の一部改正、市会基本条例の制定、議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の</p>				

一部改正，議員報酬の額の特例に関する条例の一部改正，市会の情報公開制度の整備に関する条例の制定

※2 交通安全基本条例の制定

※3 平成 25 年度一般会計補正予算，平成 25 年度基金特別会計補正予算

※4 台風 18 号による豪雨災害に関する意見書，地方税財源の充実確保に関する意見書  
など

#### 【26 年度】

※5 議員報酬の額の特例に関する条例の一部改正

※6 平成 26 年度一般会計補正予算，動物による迷惑等の防止に関する条例の制定

※7 「手話言語法」制定を求める意見書，ヘイトスピーチ（憎悪表現）被害に対する意見書  
など

#### 【27 年度】

※8 委員会条例の一部改正，議員報酬の額の特例に関する条例の一部改正

※9 手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例の制定

※10 平成 27 年度一般会計補正予算

※11 難病対策の充実に関する意見書，ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書  
など

#### 【28 年度】

※12 委員会条例の一部改正，議員報酬の額の特例に関する条例の一部改正

※13 平成 28 年度一般会計補正予算，社会福祉事業基金条例の一部改正

※14 次期介護保険制度改正における福祉用具，住宅改修の見直しに関する意見書，骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書  
など

## 第 28 条関係（図書室）

### 1 現状

地方自治法第 100 条 19 項の規定により，議員の調査研究のため，地方議会に図書室を設置することが義務付けられている。京都市会では，専門図書等の収集・提供のほか，充実した調査（レファレンス）機能と広報機能を併せ持った組織として，「市会図書・情報室」を設置している。

### 【平成 26 年度以降（条例施行後）の主な取組】

＜体制の整備・充実＞

- ・ 司書職員を新たに 1 名配置（平成 27 年 6 月から 2 名体制）
- ・ 司書職員をレファレンス等専門研修へ派遣

＜議員への情報発信の充実＞

- ・ 新着図書等を紹介する「市会図書・情報室だより（月 1 回発行）」のリニューアル（平成 28 年 1 月から，図書の表紙を掲載し，カラー化）
- ・ 時宜にあったテーマに沿った「市会図書・情報室だより 臨時号」の新規発行（平成 27 年 9 月に第 1 号「地方創生」を発行し，平成 28 年度末時点で 4 号まで発行）
- ・ 新聞記事を紹介する「市会図書・情報室だより 新聞スクラップ一覧」の発行（平成 27 年

1 1月から、月1回発行から毎週発行への高頻度化)

- ・ 集中審議期間等に合わせ、時宜にあったテーマに基づく「特集コーナー」を設置（平成27年度から、図書資料の展示数を増やすなどの充実）

## 2 条例施行前（平成25年度以前）の状況との比較

### ○ 議員の市会図書・情報室利用状況

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
図書貸出件数	41	28	56	39
新聞記事検索依頼件数	53	65	86	108
市会図書・情報室への調査依頼件数	33	32	30	19
閲覧・自習件数	29	20	50	51
その他（購入依頼・寄贈申出等）	13	11	12	11
合 計	169	156	234	228